

生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】



絵画・写真展 入選作品 「10年後のののいちは、きれいなののいち。」

共に支え合う地域福祉社会づくり

重点プロジェクトⅠ 関連施策

基本方針

市民や社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政などがそれぞれの役割を明確にしながら連携し、地域で助け合い、安心して暮らせるまちづくりを進めるため“地域福祉計画”を策定し、総合的な福祉サービスを推進します。

地域での課題を共有するために、要援護者※や支援者などの情報が書き込まれた“地域支えあいマップ”を、市民と行政が共に力を合わせて作成し、地域の福祉課題の解決を図るために活用を促します。

施策を取り巻く環境

市民の誰もが、身近な地域に根ざして支え助け合い、そして自立した生活を送ることのできるまちづくりが求められています。

そのためにも地域福祉に対する啓発活動を進め、市民の理解と協力を得て、市民が主体的に参加、行動することが必要です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|--------------|-----|-------|-------|------------------------|
| 地域ボランティアの人数 | 人 | 1,400 | 1,600 | 社会福祉協議会へのボランティア登録者数の増加 |
| 地域支えあいマップ作成数 | 町内会 | 2 | 54 | 全町内会でのマップ作成 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|----------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 福祉ニーズ調査・地域座談会の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 | | | | | | | | | | | | | |
| 次期福祉ニーズ調査・地域座談会の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉協議会との連携 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 地域福祉計画(平成25年度策定予定) 地域福祉活動計画(平成25年度策定予定)

市民協働への取り組み

市民が主体となった地域福祉活動への支援を行い、多様な福祉ニーズを把握することで、地域福祉計画に対する理解を促し、地域ボランティア活動などへの参加や参画、また自主運営を支援していきます。

みんなで支え合う社会保障制度の推進

基本方針

社会保障制度は、生涯を通じて安定した生活を送るために、大切な役割を担っています。

国民健康保険は、会社の健康保険などの他の医療保険に加入しない方々が全員加入することとなっている医療保険制度です。

また、介護保険制度は高齢社会を向かえ、介護を個人だけの問題とせず社会全体で支える制度です。

将来にわたってこれらの制度を維持するために、保険料の納付や医療費の適正化を図り、それぞれの制度を理解していただくための啓発活動に努めます。

そして、何よりも市民一人ひとりが健康で、いきいきとした高齢期を迎えることが大切です。

施策を取り巻く環境

疾病の早期発見、早期治療を奨励し、自発的な健康づくりと健康の保持と増進に寄与するとともに、医療費通知により、被保険者の健康に対する認識と保険診療の受け方についての理解を深めることにより、医療費の適正化を図ることが必要です。

これから到来が予想される超高齢社会^{*}においては、介護保険の施設利用者や在宅サービス^{*}の利用者も拡大し、介護サービスの給付が大きく伸びることが予想されます。

要介護となる一番の原因である生活習慣病^{*}の予防を図りながら、介護予防^{*}を実施することが必要とされます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|----------------|------|------|-----------|---------------------------|
| 一人当たり国民健康保険医療費 | 千円/年 | 339 | 394 | 医療費の適正化を維持 |
| 65歳以上の介護保険認定率 | %/年 | 15.0 | 18.0 | 介護予防を実施することで、推計値18.5%を下回る |
| 介護保険一人当たり給付費 | 千円/年 | 250 | 300 以下 | 介護予防を実施することで、推計値300千円を下回る |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 医療費の通知 | | | | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険制度の周知 | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険制度の周知 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

自らの健康管理と自発的な健康づくりを支援し、個人だけではなく、家族や地域で健康づくりを推進する考えを浸透します。

こころとからだの健康づくり

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

健康とは心身共に良好な状態をいい、健康を阻害するものとして生活習慣病や生活機能の低下、その他の疾患が考えられます。健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対して意識を持つことが必要なことから、その意識づくりや改善のための支援を推進します。

いつまでも健康で暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣だけでなく、歯の健康やこころの健康にも関心を持ち、生活リズムを整え、十分な休養をとり、心身の状態を良好に保つことが大切です。

施策を取り巻く環境

食の欧米化やクルマ社会の影響から、生活習慣病や体力・筋力の低下が健康問題として起こっています。糖尿病や高血圧などは脳卒中や心臓病の原因になり、これは死亡原因や介護が必要になる原因の上位を占め、また、体力・筋力の低下は転倒・骨折や膝痛・腰痛などを引き起こし、寝たきりになってしまう場合も少なくありません。さらに、ストレスの多い現代では“うつ”などのこころの病気のほか、経済問題や仕事のトラブルなどでこころの問題を抱えるケースが増えています。

心身共に健康に暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣病の予防や体力と筋力づくり、こころの健康づくりが大切です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|----------------|----|------|--------|--------------------------|
| 特定健康診査※の受診率 | % | 44 | 65 | 健康に関心を持ち、健康診査を受ける人の割合の増加 |
| 特定保健指導※の実施率 | % | 38 | 45 | 生活習慣病改善の必要な方への支援の増加 |
| 介護保険新規申請者の平均年齢 | 歳 | 81.3 | 82.0以上 | 健康づくりの推進により、介護保険適用の年齢上昇 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-----------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 予防接種の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 各種健康診査の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 介護予防の実施 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 健康増進計画(平成22年度～平成26年度) 食育推進計画(平成22年度～平成26年度)
特定健康診査等実施計画(平成20年度～平成24年度)

市民協働への取り組み

市民が健康を意識した生活を送ることを支援するため、予防接種、各種健康診査の実施と情報提供を行うとともに、食育※の推進によって、自らの体と生活を守る意識を育みます。

良質な地域医療の提供

基本方針

市民が安心して暮らせる初期医療※体制の整備を推進するため、かかりつけ医などの市民に身近な初期医療機関、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする二次医療機関、そして、高度・特殊・専門的な医療であり、重篤な患者への医療を行う三次医療機関の機能やその役割に応じた適正な受診について、市民への普及啓発を推進します。

また、本市の公立病院であり二次医療機関の公立松任石川中央病院と初期医療機関との連携促進と、かかりつけ医を持つことについて、市民への啓発活動を推進します。

施策を取り巻く環境

休日や夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実へのニーズが高まっているなか、休日や夜間ににおける救急医療体制の確保と市民に対する救急医療知識の普及が必要です。

また、市内の初期医療機関（かかりつけ医）は県内の他の自治体と比較しても多く充実しており、二次・三次医療機関における真に高度な医療が必要な患者の診療を確保するため、日常的な病気の場合における、かかりつけ医の利用促進が必要です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|-----------------------|-----|-------|-------|------------------------|
| 人口10万対診療施設数 | 施設 | 153 | 153 | 初期医療機関（歯科診療所含む）の施設数の維持 |
| 公立松任石川中央病院への紹介患者市民数 | 人/年 | 1,590 | 2,000 | 初期医療機関等から紹介された年間患者数の増加 |
| 公立松任石川中央病院からの逆紹介患者市民数 | 人/年 | 1,452 | 2,000 | 初期医療機関等へ紹介した年間患者数の増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 病院連携の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 休日在宅当番医制の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| PETがん検診※費の助成 | | | | | | | | | | | | | |

市民協働への取り組み

病気にならないように、自らの健康を自らが守る意識の醸成とともに、当番医の情報提供や救急医療知識の普及活動を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性について啓発活動を行います。

高齢者への生活支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

これから到来が予想される超高齢社会では、高齢期を元気に過ごすための介護予防の充実が求められます。

高齢者を対象とした施策の充実とともに、自立した生活の支援など高齢者がいきいきと生活することのできる体制づくりを進めます。

一方、介護が必要となった場合、在宅生活を送る高齢者の増加が見込まれることから、在宅での介護を支援する仕組みがより重要になります。

地域における医療ケア※体制をさらに充実させるとともに、在宅介護※を受ける方への在宅福祉サービスを推進するなど、高齢期を安心して迎えることができるまちづくりを進めます。

施策を取り巻く環境

団塊の世代※が高齢期に入り、老年人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する傾向にあります。

年齢を経ても、できる限り住み慣れた地域や自分の家での生活を継続していくことは誰もが望むことです。

在宅での生活を継続するためには、医療と介護サービスの連携、そして行政の福祉サービス、地域での民生委員を中心とした見守りや近隣の方々の支援などの包括的な地域ケア体制づくりが必要です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|-----------------------------------|----|------|------|---------------------|
| 在宅福祉サービス利用者率 (紙おむつ、寝具乾燥、訪問理美容) | % | 6.5 | 8.0 | サービス利用率の増加 |
| 介護認定者の在宅率 | % | 77.5 | 80.0 | 安心して高齢期の生活ができる市民の増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 在宅福祉サービスの実施 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 高齢者福祉計画(平成24年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

民生委員を中心とした高齢者の見守りとともに、近所に住む市民たちが高齢者の生活を見守り、地域ぐるみで高齢者と共に生活するという地域の意識を育みます。

安心して暮らせる高齢社会

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターや、地域相談センターを活用し、保健・医療・福祉サービスなど、さまざまな面から総合的な支援を推進します。

また、地域のつながりを強めて、高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度を利用するための手続きの支援などにより権利擁護[※]を推進します。

施策を取り巻く環境

これから超高齢社会の到来とともに、さまざまな課題を抱える高齢者や、介護を必要とする家族が増えてくると予測されるなか、高齢者や介護をする者が身近に相談できる体制づくりが重要となってきます。

また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増えることが予想され、孤独死や閉じこもりが課題となることから、登録制度を活用した民生委員の見守りや、安否確認を充実する必要があります。

現在、認知症高齢者の数は全国で約170万人、85歳以上の4人に1人は認知症と言われるように、認知症は誰もが当事者になるおそれのある病気です。

認知症になっても安心して暮らすことができるよう、地域の理解や高齢者の権利を守る制度の活用と支援が必要です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|----------------|----|-------|-------|--------------------|
| 認知症サポートー数 | 人 | 1,600 | 5,000 | サポートー数の増加(人口10%) |
| 地域相談センター相談支援件数 | 件 | 232 | 350 | 安心して在宅で生活できる高齢者の増加 |
| 緊急通報装置設置台数 | 台 | 137 | 300 | 安心して一人暮らしできる高齢者の増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-----------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一人暮らし高齢者などの登録制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者の権利擁護 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

高齢期の方々が安心して暮らすことができるよう、相談窓口や各種講座への積極的な参加を促し、地域全体で高齢者を見守る体制を支援します。



いきいきとした高齢期の実現

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

団塊の世代が高齢期に入り、元気な高齢者が増加することから、自らの経験と知識を生かした社会貢献ができる環境づくりを推進します。

地域のなかで、登下校時の児童を見守るボランティア活動や、支援が必要な高齢者を元気な高齢者が支える地域コミュニティの形成をめざし、老人会活動への参加、参画や、閉じこもりがちな高齢者が、気軽に近くの集会所に集うことのできる地域サロンなどの自主活動を支援します。

また、老人福祉センター椿荘の活用とともに、市内に3カ所あるスポーツクラブが、高齢者の方の健康づくり、仲間づくりのために利用されるよう促します。

施策を取り巻く環境

高齢化が急速に進むことが予測されるなか、支援を必要とする高齢者が増えるとともに、第一線を退いた豊かな知識や技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になってきます。

この人的資源や知的資源を地域で生かしていくための方策や、生きがいのある充実した生活を送るための参加、参画、自己実現のための方策の充実などが求められます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|------------------|-----|-------|-------|---------------------------|
| 65歳以上のスポーツクラブ会員数 | 人/年 | 750 | 900 | スポーツクラブを通じた健康づくり、仲間づくりの推進 |
| 老人会会員数 | 人/年 | 1,250 | 1,350 | 活動的な高齢者数の増加 |
| 地域サロンの数 | 箇所 | 15 | 30 | 地域でのつながりで、閉じこもりや体力低下を防止 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 敬老会・寿大学などの実施 | | | | | | | | | | | | | |

市民協働への取り組み

ボランティア活動への参加や老人会への加入などにより、自らの能力を地域に生かすことができることに、喜びを見い出すことのできるよう、積極的な支援を行います。

4 障害のある方の生活支援

基本方針

障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、また、関係機関などによるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。

また、障害のある方からの相談に適切に対応するとともに、地域活動支援センターでも相談体制を充実するなど、障害のある方が福祉サービスを適切に受けることができるよう、さまざまな体制の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

全国的な景気の低迷や雇用不安が課題となっているなか、障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。

ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。

障害のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|--------------|-----|-----|-------|-----------------------------|
| 相談支援などの利用者数 | 人/年 | 845 | 1,000 | 相談などによる支援を増加し、安心して生活できる環境整備 |
| サービス利用計画の作成数 | 人/年 | － | 280 | 適切な福祉サービスを受け安心して暮らす市民数の増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|--------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 自立支援協議会の開催 | | | | | | | | | | | | | |
| 相談支援事業などの周知、利用促進 | | | | | | | | | | | | | |
| 障害福祉計画の策定(第3期～第6期) | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者基本計画アンケート調査の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 次期障害者基本計画の策定 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 障害者基本計画(平成20年度～平成29年度)
障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮らせるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場の提供や情報提供を行うなどの支援を行います。

また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。

子どもを産み育てやすい環境づくり

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

妊娠や出産、育児に関する精神的負担の軽減を中心として、子どもを産み育てやすいまちづくりを整え、少子化の進行に歯止めをかけることを推進します。

育児負担を軽減するため、妊娠婦をはじめ、子育て家庭への相談体制を充実するとともに、医療機関や専門職と連携し、母体の健康や子どもの正常な発育発達の支援を推進します。

また、出産、育児休業の取得からスムーズに職場復帰ができるよう、事業者、企業に働きかけ、子どもを産み育てやすい職場環境の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

全国的に少子化が進むなかにあって、本市では、ゆるやかな出生数の伸びが見られます。

核家族化や転出入世帯の増加が進むなかで、育児不安や育児疲れを訴える保護者が増加しつつあります。

心身共に健やかに生まれ育つためには、疾病的早期発見、早期治療が重要であり、医療費などの経済的負担の軽減に努めることが必要です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|-----------------|-----|------|------|------------------------------|
| 出生数 | 人/年 | 602 | 680 | 子どもを育てやすいまちとすることで、出生数を増加 |
| 合計特殊出生率* | 人 | 1.65 | 2.00 | 子どもを育てやすいまちとすることで、合計特殊出生率を増加 |
| 妊娠婦、乳幼児健康診査の受診率 | % | 81 | 85 | 妊娠婦、乳幼児健康診査の受診率増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 母子の健康づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども医療費の助成 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期) (平成22年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

育児不安や育児疲れを少しでも軽減するために、地域で地域の子どもたちを育てるという意識を育むため、さまざまな機会と手段を通じて啓発活動を行います。

子育て支援体制づくり

基本方針

子育てをしているすべての人が、安心して子育てできるよう、多様な保育サービスやこども医療費の給付などの充実を図ります。

また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、子育てに関する人的資源、知的資源を活用した子育て支援の充実を図ります。

さらに、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくりの支援を推進します。

施策を取り巻く環境

核家族化の進行や、ライフスタイルの変化に伴う価値観や、保護者の就労形態の多様化などにより、身近に相談相手がいないなどの理由から、子育て家庭の負担感、孤立感が大きくなっています。

乳幼児を持つ保護者にとって、子どもの発育や発達は大きな関心事であるにもかかわらず、地域で子どもたちを育てるという意識の希薄化がみられ、妊娠から出産までの良好な環境づくりや出産後の育児環境の整備など、相談、支援体制の充実を図る必要があります。

また、身体に障害のある子どもや知的障害のある子どもなど、その障害の程度に応じ、生涯を見据えた支援の方策を検討する必要があります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|---------------|-----|--------|--------|------------------------------|
| 子育て支援センター施設数 | 箇所 | 7 | 8 | 子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場を増加 |
| 子育て支援センター利用者数 | 人/年 | 32,458 | 40,000 | 子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場の利用者を増加 |
| ファミリーサポート登録者数 | 人 | 163 | 200 | 子育ての援助を行う市民の登録者数を増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-----------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 子育てネットワークの整備 | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援センターの整備 | | | | | | | | | | | | | |
| ファミリーサポート事業*の推進 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期)(平成22年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

保育園への送迎など、子育ての援助をして欲しい市民へ、援助を行いたい市民を紹介するファミリーサポート事業などを通じて、地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成をめざし、社会福祉法人などが行う子育て支援サービスを補完します。

3 子どもの人権の尊重

基本方針

子どもの人権を尊重し、子どもの自立を促す地域づくりを進めるとともに、本市の自然と風土のなかで、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、保育園、幼稚園から高校までの教職員が家庭、地域と連携して生徒指導と家庭教育支援の取り組みを推進します。

また、複数の児童相談窓口を設置するとともに、児童相談所などの関係機関で組織する要保護児童※対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見とその支援体制の整備を推進します。

施策を取り巻く環境

都市化の進展や核家族化の進行などを原因とした家庭や地域における子育て機能の低下が、子どもを取り巻く環境を変化させています。

非行など問題行動の増加、不登校、いじめに加え、児童虐待などの発生が深刻な社会問題となっています。

子どもがひとりの人間としての人権を有し、尊重される存在であることを認識し、健やかに育まれる環境づくりが緊急の課題となっています。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|------------|----|-----|-----|----------------------------|
| 児童相談窓口の設置数 | 箇所 | 2 | 9 | 子育て支援センター窓口で相談を実施し、相談体制を充実 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|-----------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 児童相談の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 乳児全戸訪問の実施 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期) (平成22年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成により、いじめや児童虐待などを許さない市民意識を作り出す支援を行います。

子育てを楽しみ喜べる社会づくり

基本方針

男性の子育てへの参加促進に向けて、男女共同参画意識の醸成と、子育てにおける男性の役割などについて啓発活動を推進します。

また、男女が共にいきいきと楽しく子育てをしながら働き続けられるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを推進します。

さらに、子育てが家庭の大きな負担とならないよう、ショートステイ※や病後児保育などの充実を図ります。

施策を取り巻く環境

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てをしながら働くことのできる基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実が必要となっています。

保育施設の老朽化に伴う建替えや施設整備などについては、保育児童数の推移を見守りながら、計画的に進める必要があります。

また、一般事業主行動計画を策定していない企業の事業主に対して、ワークライフバランスの推進を依頼していく必要があります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|--------|----|-------|-------|----------------------|
| 保育児童数 | 人 | 1,690 | 1,850 | 保育サービス充実による児童数の増加 |
| 児童館施設数 | 箇所 | 4 | 5 | 児童の健全な遊びと健康増進する施設の増加 |

施策を実現する手段

| ▼主な事業名 | 年度▶ | 23 (2011) | 24 (2012) | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 31 (2019) | 32 (2020) | 33 (2021) | 34 (2022) |
|--------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 保育施設の計画的な整備と改修 | | | | | | | | | | | | | |
| 児童館の計画的な整備と改修 | | | | | | | | | | | | | |
| 放課後児童クラブの計画的な整備と改修 | | | | | | | | | | | | | |

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期) (平成22年度～平成26年度)

市民協働への取り組み

一般事業主行動計画の策定を促すことにより、子育てをしながら働くことのできるまちをめざして、支援を行っていきます。

